

定員管理方針の期間延長について

令和4年1月12日市長決裁

1 定員管理方針の期間延長について

定員管理方針の期間を平成30年度～令和6年度とし、2年間延長する。

2 定員管理方針期間の延長理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症に迅速かつ弾力的に対応していく必要があるが、収束の兆しが見えないため、現段階での予測が困難なため。
- (2) 地方公務員法の改正（令和5年4月1日施行）により、定年引上げ、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制度等の導入が予定されているが、本市の制度設計はこれからであるため、現段階での予測が困難なため。
- (3) 国におけるデジタル社会形成の実現に向けた改革等を背景とした本市のDX推進の進捗を見極める必要があるため。

3 その他

制度改正等に伴う定員の増員については、暫定的とし、別途弾力的に取り扱うこととする。